

○ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例

令和五年十二月二十二日
大分県条例第二十七号

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

ホーバーターミナルおおいたの設置及び管理に関する条例 (設置)

第一条 ホーバークラフトの運航による大分空港利用者の利便性の向上を図るとともに、大分空港及び大分港西大分地区のホーバークラフト発着地並びにそれらの周辺地域のにぎわいを創出するため、ホーバーターミナルおおいた(以下「ターミナル」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 ターミナルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ホーバーターミナルおおいた(西大分)	大分市大字駄原
ホーバーターミナルおおいた(国東)	国東市安岐町下原

(事業)

第三条 ターミナルは、次に掲げる事業を行う。

- 一 ターミナルの施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用(使用又は占用をいう。以下同じ。)に関すること。
- 二 ホーバークラフトを活用した空港アクセスの改善に関すること。
- 三 ターミナル及びその周辺地域のにぎわいの創出に関すること。
- 四 前三号に掲げる事業のほか、ターミナルの目的を達成するために必要な事業
(利用の許可)

第四条 ターミナルの施設等を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 知事は、前項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ターミナルの施設等の利用を許可しないものとする。
 - 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - 二 ターミナルの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、利用させることが不適当と認められるとき。
- 3 知事は、第一項の許可に、ターミナルの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
(利用許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は同条第三項の条件に違反したとき。
- 二 利用者が、偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。
(目的外利用等の禁止)

第六条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第七条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料等の納付)

第八条 利用者は、別表に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納めなければならない。

- 2 使用料等の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。
(使用料等の減免)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するためターミナルの施設等を利用するとき。
- 二 災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により、ターミナルの施設等の全部又は一部を利用することができないとき。
- 三 その他知事が特に理由があると認めるとき。

(使用料等の還付)

第十条 既に徴収した使用料等は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の許可)

第十二条 ターミナルの施設等において、次に掲げる行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

一 第四条第一項の許可に係る行為として行う場合を除き、ターミナルの施設等の現状に変更を加えること。

二 その他ターミナルの施設等の管理上支障が生じるおそれがある行為で規則で定めるもの
(損害賠償)

第十三条 ターミナルの施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、ターミナルの施設等の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和六年規則第一六号で令和六年四月一日から施行)

(準備行為)

2 第四条第一項及び第十二条の許可に係る行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大分県港湾施設管理条例の一部改正)

3 大分県港湾施設管理条例(昭和五十一年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表(第八条関係)

区分	種類		単位	金額	備考
使用料(西 大分)	事務所	一日		九、四五〇円	駐車場の使 用期間内に、 ホーバークラ フトを利用した 者については、 無料とする。
	インフォメーションスペース			八〇〇円	
	店舗区画一			二、六五〇円	
	店舗区画二			四、二五〇円	
	斜路			六一、六〇〇円	
	艇庫			二八、七〇〇円	
	給油施設			一〇、四〇〇円	
	少量危険物庫			九〇円	
	駐車 場	駐車場 (機械に より入 退場が 管理さ れるも の)	一台	無料	
				一〇〇円	
				一〇〇円に、一時間 を超える一時間ごと に一〇〇円を加算し た額	
				六〇〇円に、六時間 を超える一時間ごと に二〇〇円を加算し た額	
				二、二〇〇円	
				二、二〇〇円に、二 四時間を超える一時 間ごとに二〇〇円を 加算した額	
				五、九〇〇円	事業用の使 用に限る。
				五、九〇〇円	事業用の使 用に限る。
	その他駐車場		一月 一区画		

使用料(国 東)	事務所		一日	一、八五〇円	
	航走路			三五、四〇〇円	
占用料	電柱	電柱(支柱及び支線を含む。)	一年 一本	一、〇〇〇円	
		鉄塔 鉄柱	一年 一基	二、六〇〇円	
	広告塔	外径〇・六メートル未満又は高さ三メートル未満のもの	一年 一基	五、三〇〇円	
		外径〇・六メートル以上一・五メートル未満又は高さ三メートル以上五メートル未満のもの		一二、九〇〇円	
		外径一・五メートル以上又は高さ五メートル以上のもの		三一、二〇〇円	
	看板		一年 一平方 メートル	一、〇〇〇円	
	地下埋設物	外径〇・三メートル未満のもの	一年 一本一 メートル	一一〇円	
		外径〇・三メートル以上一 メートル未満のもの		三六〇円	
		外径一メートル以上のもの		五四〇円	
	架空 工作 物	外径〇・三メートル未満のもの	一年 一本一 メートル	三三〇円	
		外径〇・三メートル以上一 メートル未満のもの		一、〇八〇円	
		外径一メートル以上のもの		一、五九〇円	
	その他の工作物		一年 一平方 メートル	一、〇八〇円	
	その他のもの		一年 一平方 メートル	九〇〇円	

備考

- 1 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。
- 2 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは月割計算により、一月未満のものは一月として算定する。ただし、月の中途において継続して占用する場合は、その翌月分から徴収する。
- 3 使用料等の総額に一〇円未満の端数を生じたときは、切り上げる。
- 4 面積又は長さの単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。